

農業機械化促進法施行令 (昭和四十年六月二十一日政令第二百九号)  
最終改正：平成一八年二月一日政令第一四号

内閣は、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業機械化適応農業資材）

第一条 農業機械化促進法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める農業資材は、肥料（化学肥料を除く。）、農薬、種苗及び飼料とする。

（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）

第二条 法第五条の二第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の五年間につき、その期間における農業経営の動向に即して定めるものとする。

（特定高性能農業機械の種類）

第三条 法第五条の二第二項第三号の政令で定める農業機械は、次に掲げるものとする。

- 一 車輪式の乗用型トラクターであつて、その原動機の連続定格出力が二十五馬力以上のもの
- 二 乗用型田植機
- 三 水田用の乗用型多目的作業機
- 四 トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分三十リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分二十リットル以上のスピードスプレーヤー
- 五 コンバインであつて、その刃幅が〇・八メートル以上のもの
- 六 畑作物用の収穫機（コンバイン及び次号に掲げるものを除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が一メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター
- 七 いも類用の乗用型収穫機
- 八 野菜接ぎ木ロボット
- 九 野菜用の乗用型全自動移植機
- 十 野菜用の乗用型多目的作業機

- 十一 キャベツ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十二 ごぼう用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十三 だいこん用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十四 ねぎ用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十五 はくさい用の収穫機（自走式のものに限る。）
- 十六 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車（荷役装置を昇降させるための装置を有するものに限る。）
- 十七 ほ場内野菜残さ収集機
- 十八 野菜残さたい肥化装置
- 十九 樹園地用の乗用型多目的作業機
- 二十 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機
- 二十一 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機
- 二十二 簡易草地更新機

（本邦内に住所又は居所を有しない者の事業場等における検査に要する費用の負担）

第四条 法第十一条第五項の政令で定める費用は、同条第四項の検査のため職員が当該検査に係る事業場、店舗又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張をする職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

附 則 （平成一八年二月一日政令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。